

大学受験の出願(入学)資格について

どうなっている？国内の外国人学校生らへの門戸解放

旺文社 教育情報センター

19年1月

高等学校と同等の課程を有していないと位置付けられている外国人学校生が、ある私立大の一般入試に出願しようとしたところ、大学側は「受験資格はない」として、出願を認めなかったという報道があった。

文科省は15年9月、「学校教育法施行規則」等を改正し、国内の外国人学校生らの大学受験(入学)資格を緩和したはずだが-----。

そこで改めて、大学受験の出願資格(入学資格)について、整理してみた。

●出願(入学)資格

大学の一般入試や推薦・AO入試における出願資格(入学資格)については現在、概ね次のように規定されている。

①高等学校－「学校教育法」第一条の「学校」に位置付けられている所謂“一条校”－卒業(見込み)者、②「高等学校卒業程度認定試験(高認)」合格(見込み)者(旧「大検」合格者)、③文部科学大臣が指定、認定した外国の学校、教育施設等の修了者、資格取得者(インターナショナルスクール、韓国学校、中華学校、バカロレア(仏)、アビトゥア(独)などで、朝鮮学校は含まれない)、④志願大学における個別の「入学資格審査」による認定者。

これらは「学校教育法施行規則」によって規定されているが、特に の大学による個別の「入学資格審査」は平成15年9月に加えられた下記のような条項である。

大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、十八歳に達したもの

これにより、朝鮮学校生などは「高認」を受検せず、国立大も含め直接、志願大学の認定を受けることで、当該大学(センター試験も含む)の受験ができるようになった。

それまで文科省は出願(入学)資格の ~ に基づき、特に国立大に対しては厳しく規制していた(京大などは改善を文科省に要請)。したがって、高校中退者や朝鮮学校(“各種学校”扱い)生などは、国立大受験に際し、「旧・大検 センター試験 国立大」のルートしかなかった。

ただ当時でも、都立大(現・首都大学東京)・横浜市大・大阪市大などの一部の公立大、及び慶大・明治大・早大・同志社大・関西大など大半の私立大では、「学校教育法施行規則」の第69条(高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者)を抛りどころに、 で除外された外国人学校生などに対しては、当該大学の「資格認定」による出願を認めていた。

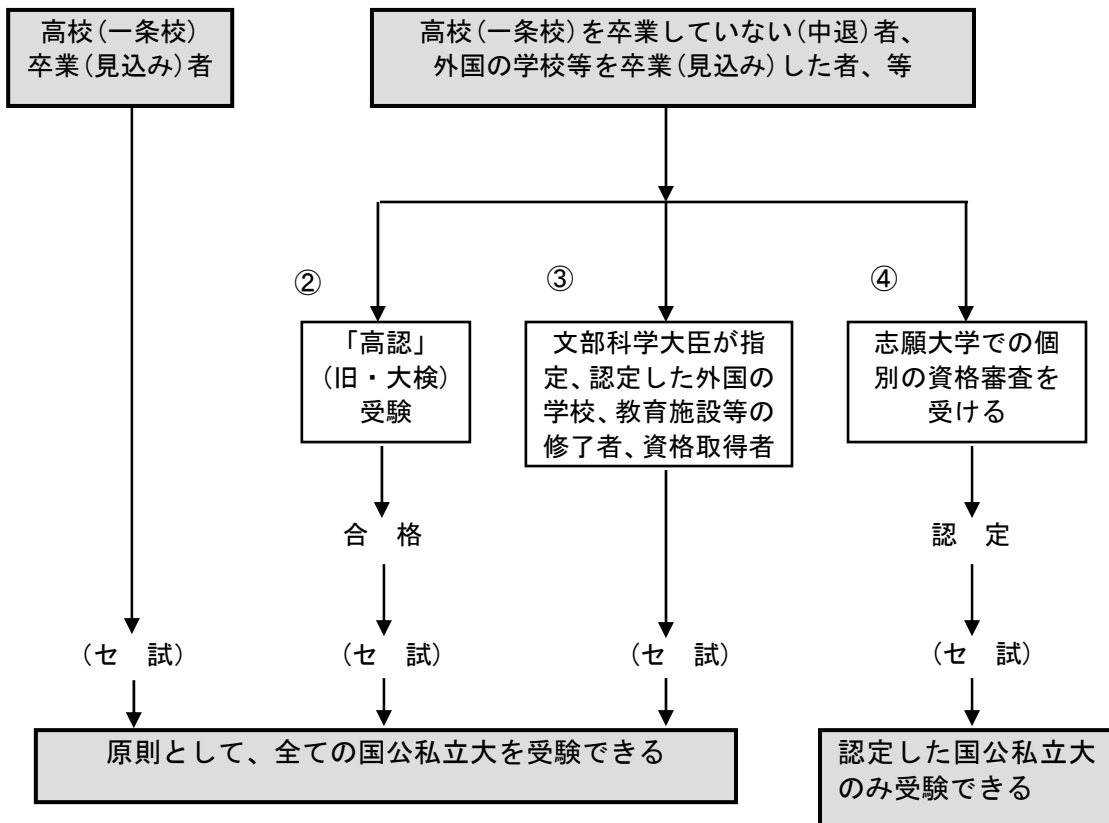
●資格緩和の背景

文科省が厳しく規制していた大学入学資格を緩和した背景としては、直接的には当時の「総合規制改革会議」の答申であったが、16年度から予定されていた国立大の法人化も無視できない。つまり、法人化によって各大学の自主性・自立性が重んじられ、それまでのような文科省による横一線で全ての国立大を縛ることが難しくなるとみられていた。入試についても各大学のアドミッション・ポリシーが鮮明になり、教学面でも各大学の独自性がより強く打ち出されることは自明の理であった。したがって、出願資格についても基本的には国立大も含め、各大学の判断に任せることになったという経緯がある。もちろん、朝鮮学校など、に指定、認定されていないアジア系民族学校からの強い要請もあった。

なお、受験資格の緩和で「大検」の持つ機能が見直され、平成15年度から「高等学校卒業程度認定試験(高認)」に衣替えした。

●大学受験までの流れ

①



* ④の受験ルートは、15年9月の法改正で新規に規定されたもので、文科省は16年度入試における「個別審査」の実施状況等を調査している。

それによると、私立大で「個別審査」を行い、受験資格を認定したのは534校中(回答のあった大学)、351人だった。